



平成 31 年 2 月 19 日
住宅局建築指導課

共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会を設置します

国土交通省は、今般の共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合事案を受け、再発防止策等について提言をいただくため、外部有識者による検討会を、設置します。

年度内に第1回委員会を開催する予定です。

1. 設置趣旨

今般の、共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっている事案の発生を踏まえ、専門的見地から、事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討し、国土交通省に対して提言を行っていただくことを目的として、学識経験者等からなる「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」を設置する。

2. 構成

委員長	あきやま 秋山	てつかず 哲一	東洋大学教授
副委員長	おおもり 大森	ふみひこ 文彦	東洋大学教授・弁護士
	いぬづか 犬塚	ひろし 浩	弁護士
	せいけ 清家	つよし 剛	東京大学大学院准教授

※ 検討会には、関係地方公共団体（埼玉県、千葉県及び横浜市）及び建築士関係団体（公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築家協会）の参加も予定。

3. スケジュール

年度内に第1回委員会を開催する予定です。（詳細は後日、改めてお知らせします。）

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 高木（内線 39-515）
企画専門官 佐々木（内線 39-520）
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513 FAX 03-5253-1630